

### ご意見ありがとうございました

広報おたわらに対する  
市では、より良い広報紙作りのため、毎年10名の方に「広報モニター」をお願いしています。平成28年度にいただいた貴重なご意見の一部をご紹介します。  
※★はご意見を受けての変更点です。

#### ①必要な情報・新しく得た情報はありましたか。

○特集の「黒羽のお茶」を読ませていただき、改めて大田原市を誇りに思い感激しました。(5月号)

○「大田原市庁舎復興再整備基本計画と基本設計」に関心が持てました。この費用が総額でいくらくらいなのか知りたいです。(6月号)

○「大田原のとうがらし」では、ペー지를めくったらとうがらしの赤が目飛び込んできて、インパクトがありよかったです。(8月号)

○「ごみ」の特集は直接関係があるものなので、よく読みました。わかっていなくても、改めて皆さんも理解してくれたのではないでしょう。大切なことだと思います。(9月号)

○資源ごみ回収報奨金の記事 毎年団体登録が必要なのがわかりました。継続登録なのかと勘違いしていました。(11月号)

○温泉マップでは、まだ行ったことのない温泉がたくさんあって興味を持ちました。(1月号)

○ごみ出しの際に紙を入れることが多いため、まだまだ自宅から排出する量を減らせるとわかりました。もう少しごみの削減に積極的に取

り組もうと思いました。(3月号)

#### ②分かりづらい文章表現・単語はありましたか。

○日時・場所などの項目の文言が統一されていないためわかりにくいです。

★現在、統一を進めています。

○資源リサイクルにおける3つのRについて説明がありました。英語はなにかピンときません。(9月号)

#### ③写真やデザイン・レイアウトの良点・改善点をお書きください。

○生活カレンダーのくらし情報館開館日がわかりにくいです。

★いままでは開館日のマークのみの掲載でしたが、マークに加え「くらし情報館開館日」という文言を加えました。

○QRコードの印刷部分にURLの表記もお願いします。

○全体的に青・グレーと文章が黒で、落ち着いた読みやすい印象です。挿絵もはつきりとした色遣いをせず、ぼんやりした色のため、邪魔になりません。

○広報紙全体の記事が多すぎます。記載内容を整理したほうがよいのでは？

#### ④広報紙にどのような記事の掲載を希望しますか。

希望するテーマや記事内容をお書きください。

○各地区における趣味の会や、ボランティアグループ等々の活動を紹介してほしい。

○新婚夫婦応援事業について、もう少し詳しくPRしてはどうか。

○生活カレンダーに記載されている人口と世帯数ですが転入、転出、出生、死亡の詳細の流動人口も記載を希望。

○健康に関する記事で、読んですぐに「実行してみよう」「生活に取り入れてみよう」と思うようなもの

これらを参考に、今後よりわかりやすく、読みやすい広報紙を目指します。ぜひご愛読ください。

問 情報政策課 A2階  
TEL(23)8700

### 公平委員会委員の選任

大田原市公平委員会委員の任期満了に伴い、市議会3月定例会で同意を得て、4月1日に次の方が選任されました。任期は4年です。

▶安部 桂弥 氏(新任 宇都宮市)  
問 総務課 A2階 TEL(23)8702

### 行政相談委員の委嘱

行政相談委員は、市民の皆さんから出された行政に対する意見、要望等をお聞きし、関係機関に繋ぎ、問題を解決する業務等を行っています。

このたび、次の方が平成29年4月1日付で、総務大臣から行政相談委員に委嘱されましたのでお知らせいたします。

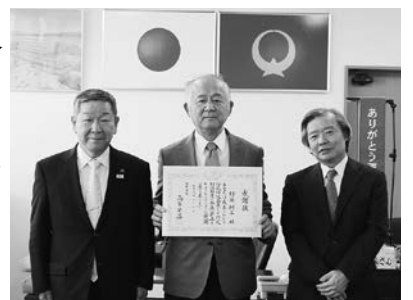
●相談委員氏名および担当地区  
▶飯塚 陽一 氏(湯津上地区)



問 情報政策課 A2階  
TEL(23)8700

### 退任された行政相談委員に感謝状

平成29年3月31日をもって行政相談委員を退任された蜂巢耕平さんが総務大臣より感謝状を贈呈されました。同氏は平成17年から11年以上に渡り、行政相談委員として市民の相談相手となり、行政サービスに対する苦情や相談を受け、問題解決の促進に尽力されました。



問 情報政策課 A2階  
TEL(23)8700

## 後期高齢者医療保険制度の保険料について

問 栃木県後期高齢者医療広域連合  
TEL 028(627)6805(代表)

所得の低い方や被用者保険の被扶養者だった方は、特例措置として保険料の軽減措置がありますが、平成29年度より見直されます。

### ●所得の低い方の軽減措置

所得割額を負担する方のうち、総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減から2割軽減となります。

	平成28年度	平成29年度
所得割額	5割軽減	2割軽減

均等割額9割、8.5割軽減の特例措置は平成29年度においても継続されます。均等割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準が引上げられ、均等割額5割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が26.5万円から27万円に、2割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が48万円から49万円に変わります。

5割軽減	基礎控除額(33万円) + 27万円 × 被保険者数
2割軽減	基礎控除額(33万円) + 49万円 × 被保険者数

### ●被用者保険の被扶養者であった方への軽減措置

被用者保険の被扶養者だった方の均等割額は、9割軽減から7割軽減となります。

	平成28年度	平成29年度
均等割額	9割軽減	7割軽減
所得割額	賦課せず	賦課せず

※所得の低い方への均等割額9割、8.5割軽減に該当する場合は、そちらが優先されます。

## 人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として全国的な啓発活動を展開しており、大田原人権擁護委員協議会でも、特設人権相談所を開設します。

●相談内容…いじめ・体罰・DV、セクハラやストーカー行為など人権に関する内容。  
※相談は人権問題に詳しい人権擁護委員が担当しますので、安心してご相談ください。

●日時・場所…生活カレンダーの「人権相談」のとおり。

問 総務課 A 2階 TEL (23) 1111

## 法人市民税均等割の税率が改正されました

法人市民税均等割の税率について、県内各市の状況にあわせて、平成29年4月1日以降に開始する事業年度から次のとおり改正されました。

号数	法人等の区分		平成29年3月31日以前に開始する事業年度の税率(年額)	平成29年4月1日以降に開始する事業年度の税率(年額)
	資本金等の額	従業者数		
1号	下記以外の法人等		50,000円	60,000円
2号	1千万円以下	50人超	120,000円	144,000円
3号	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	156,000円
4号	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	180,000円
5号	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	192,000円
6号	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	480,000円
7号	10億円超	50人以下	410,000円	492,000円
8号	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	2,100,000円
9号	50億円超	50人超	3,000,000円	3,600,000円

### 【適用開始時期】

平成29年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

問 税務課 B 1階 TEL (23) 8725